

## よくある質問

### 1 医師事務作業補助者が届出票を作成しても良いか？

→ 法では、病院・診療所の管理者が届け出ることは規定されていますが、作成者に関する要件はありません。がん登録の届出に必要な知識をお持ちの方であれば作成いただけます。

### 2 がんであることが既に診断済みで転院してきた場合でも届出が必要か？

→ 原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われた場合、届出が必要とされていますので、前医での診断の有無に関わらず届け出ることとなります。

### 3 診断とは？

→ 診断には必ずしも病理学的な確定診断を要しません。(画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断及び臨床診断を含みます。)

### 4 届出したけれど、「がんではなかった」場合どうしたらよいか

→ 登録室にご一報ください。  
(石川県医師会内 TEL:076-239-3800)

### 5 患者さんから「私は登録されたくない」といわれたらどうしたらいいか？

→ 届出される情報が今後のがん対策の貴重な情報であることへの理解を求め、応じることはできない旨、ご説明ください。

※その他、届出に関する詳細については、国立がん研究センターがん情報サービスの全国がん登録ホームページをご確認ください。